

令和7年12月議案概要書
市議会定例会 (人件費分)

<議案>

A 予算案件（10件）

1 一般会計

- (1) 令和7年度富山市一般会計補正予算（第5号）
ア 嶸入歳出予算補正

2 特別会計

- (1) 令和7年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
ア 嶸入歳出予算補正

- (2) 令和7年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第2号）
ア 嶸入歳出予算補正

- (3) 令和7年度富山市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
ア 嶐入歳出予算補正

- (4) 令和7年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
ア 嶐入歳出予算補正

- (5) 令和7年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
ア 嶐入歳出予算補正

3 企業会計

- (1) 令和7年度富山市水道事業会計補正予算（第3号）
ア 収益的支出
イ 資本的支出

- (2) 令和7年度富山市公共下水道事業会計補正予算（第4号）
ア 収益的支出

(3) 令和7年度富山市病院事業会計補正予算（第3号）

ア 収益的支出

(4) 令和7年度富山市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

ア 収益的支出

B 条例案件（3件）

1 富山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和7年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、職員の給与改定を行うもの。

(1) 富山市職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の給料月額を平均3.3%引き上げる。

イ 令和7年12月に支給される期末手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

「100分の125」 → 「100分の127.5」

(イ) 特定幹部職員（部次長級以上）

「100分の105」 → 「100分の107.5」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

「100分の70」 → 「100分の72.5」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員）

「100分の60」 → 「100分の62.5」

ウ 令和7年12月に支給される勤勉手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

「100分の105」 → 「100分の107.5」

(イ) 特定幹部職員（部次長級以上）

「100分の125」 → 「100分の127.5」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

「100分の50」 → 「100分の52.5」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員（特定幹部職員）

「100分の60」 → 「100分の62.5」

エ 初任給調整手当の改正

(ア) 医療職給料表の適用を受ける職員の上限額の改定

「月額310,000円」 → 「月額310,800円」

(イ) 助産師、看護師及び准看護師の上限額の改定

「月額29,200円」 → 「月額31,200円」

オ 交通用具使用者に係る通勤手当の支給額の改定

使用距離

片道10キロメートル以上15キロメートル未満

「8,600円」 → 「8,800円」

片道15キロメートル以上20キロメートル未満

「11,100円」 → 「11,500円」

片道20キロメートル以上25キロメートル未満

「13,600円」 → 「14,200円」

片道25キロメートル以上30キロメートル未満

「16,100円」 → 「16,900円」

片道30キロメートル以上35キロメートル未満

「18,800円」 → 「19,800円」

片道35キロメートル以上40キロメートル未満

「21,500円」 → 「22,700円」

片道40キロメートル以上

「24,200円」 → 「25,700円」

カ 宿日直手当の改正

勤務1回あたり上限額の改定

「4,400円」 → 「4,700円」

キ 令和8年4月以降に支給される期末手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

6月支給 「100分の125」 → 「100分の126.25」

12月支給 「100分の127.5」 → 「100分の126.25」

(イ) 特定幹部職員

6月支給 「100分の105」 → 「100分の106.25」

12月支給 「100分の107.5」 → 「100分の106.25」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月支給 「100分の70」 → 「100分の71.25」

12月支給 「100分の72.5」 → 「100分の71.25」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員)

6月支給 「100分の60」 → 「100分の61.25」

12月支給 「100分の62.5」 → 「100分の61.25」

ク 令和8年4月以降に支給される勤勉手当の支給月数の改定

(ア) 一般職員

6月支給 「100分の105」 → 「100分の106.25」

12月支給「100分の107.5」→「100分の106.25」

(イ) 特定幹部職員

6月支給 「100分の125」 → 「100分の126.25」

12月支給「100分の127.5」→「100分の126.25」

(ウ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月支給 「100分の50」 → 「100分の51.25」

12月支給「100分の52.5」 → 「100分の51.25」

(エ) 定年前再任用短時間勤務職員(特定幹部職員)

6月支給 「100分の60」 → 「100分の61.25」

12月支給「100分の62.5」 → 「100分の61.25」

(2) 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

ア 給料表の給料月額の引き上げ

1号給 「392,000円」 → 「405,000円」

2号給 「440,000円」 → 「455,000円」

3号給 「492,000円」 → 「508,000円」

4号給 「555,000円」 → 「574,000円」

5号給 「634,000円」 → 「655,000円」

6号給 「740,000円」 → 「765,000円」

イ 令和7年12月に支給される期末手当の支給月数の改定

「100分の95」 → 「100分の97.5」

ウ 令和7年12月に支給される勤勉手当の支給月数の改定

「100分の87.5」 → 「100分の90」

エ 令和8年4月以降に支給される期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の95」 → 「100分の96.25」

12月支給「100分の97.5」 → 「100分の96.25」

オ 令和8年4月以降に支給される勤勉手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の87.5」 → 「100分の88.75」

12月支給「100分の90」 → 「100分の88.75」

(3) 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に対する報酬及び給料の上限額(月額)の改定

ア 行政職

「258,100円」 → 「268,300円」

イ 高度専門職

「625,200円」 → 「641,800円」

(4) 施行期日 公布の日。ただし、(1)ア、エ、オ、カ、(2)ア、(3)は令和7年4月1日から、(1)イ、ウ、(2)イ、ウは令和7年12月1日から適用し、(1)キ、ク、(2)エ、オは令和8年4月1日から施行する。

2 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和7年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市議会議員の期末手当支給月数の改定を行うもの。

(1) 令和7年12月に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定
「100分の172.5」 → 「100分の177.5」

(2) 令和8年4月以降に支給される市議会議員の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の172.5」 → 「100分の175」
12月支給 「100分の177.5」 → 「100分の175」

(3) 施行期日 公布の日。ただし、(1)は令和7年12月1日から適用し、(2)は令和8年4月1日から施行する。

3 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

令和7年人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、市長等特別職の期末手当支給月数の改定を行うもの。

(1) 市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正

ア 令和7年12月に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

「100分の172.5」 → 「100分の177.5」

イ 令和8年4月以降に支給される市長及び副市長の期末手当の支給月数の改定

6月支給 「100分の172.5」 → 「100分の175」
12月支給 「100分の177.5」 → 「100分の175」

(2) 富山市教育長の給与等に関する条例の一部改正

- ア 令和7年12月に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定
「100分の172.5」 → 「100分の177.5」
イ 令和8年4月以降に支給される教育長の期末手当の支給月数の改定
6月支給 「100分の172.5」 → 「100分の175」
12月支給 「100分の177.5」 → 「100分の175」

- (3) 富山市常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部改正
- ア 令和7年12月に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定
「100分の172.5」 → 「100分の177.5」
イ 令和8年4月以降に支給される常勤の監査委員の期末手当の支給月数の改定
6月支給 「100分の172.5」 → 「100分の175」
12月支給 「100分の177.5」 → 「100分の175」

- (4) 富山市公営企業の管理者の給与に関する条例の一部改正
- ア 令和7年12月に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定
「100分の172.5」 → 「100分の177.5」
イ 令和8年4月以降に支給される上下水道事業管理者及び病院事業管理者の期末手当の支給月数の改定
6月支給 「100分の172.5」 → 「100分の175」
12月支給 「100分の177.5」 → 「100分の175」

- (5) 富山市特別職の指定等に関する条例の一部改正
- ア 令和7年12月に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定
「100分の172.5」 → 「100分の177.5」
イ 令和8年4月以降に支給される政策監の期末手当の支給月数の改定
6月支給 「100分の172.5」 → 「100分の175」
12月支給 「100分の177.5」 → 「100分の175」

- (6) 施行期日 公布の日。ただし、(1)ア、(2)ア、(3)ア、(4)ア、(5)アは令和7年12月1日から適用し、(1)イ、(2)イ、(3)イ、(4)イ、(5)イは令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月補正額会計別内訳（人件費分）

1 一般会計

会計名	款	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
一般会計	歳入			
	1 市税	79,678,102	330,107	80,008,209
	15 国庫支出金	33,587,984	▲2,303	33,585,681
	20 諸収入	5,521,089	▲1,083	5,520,006
	22 繰越金	3,071,571	378,531	3,450,102
	歳入合計	204,273,395	705,252	204,978,647
	歳出			
	1 議会費	754,726	2,988	757,714
	2 総務費	25,588,657	▲79,958	25,508,699
	3 民生費	75,184,026	230,224	75,414,250
	4 衛生費	12,086,407	37,688	12,124,095
	5 労働費	741,742	264	742,006
	6 農林水産業費	5,397,578	39,512	5,437,090
	7 商工費	6,062,989	20,474	6,083,463
	8 土木費	23,778,882	125,523	23,904,405
	9 消防費	5,843,100	115,435	5,958,535
	10 教育費	23,679,211	213,102	23,892,313
	歳出合計	204,273,395	705,252	204,978,647

2 特別会計

会計名	款	補正前の額	補正額	(単位：千円) 計
後期高齢者医療事業	歳入			
	3 繰入金	7,447,345	▲2,572	7,444,773
	歳入合計	13,158,539	▲2,572	13,155,967
	歳出			
	1 総務費	168,799	▲2,572	166,227
	歳出合計	13,158,539	▲2,572	13,155,967
まちなか診療所事業	歳入			
	4 繰入金	29,551	▲2,208	27,343
	5 諸収入	18	6	24
	歳入合計	126,801	▲2,202	124,599
	歳出			
	1 総務費	108,891	▲2,202	106,689
	歳出合計	126,801	▲2,202	124,599
介護保険事業	歳入			
	7 繰入金	7,345,853	14,751	7,360,604
	8 諸収入	18,224	79	18,303
	歳入合計	45,744,769	14,830	45,759,599
	歳出			
	1 総務費	827,801	14,074	841,875
	3 地域支援事業費	1,378,043	756	1,378,799
	歳出合計	45,744,769	14,830	45,759,599

会計名	款	補正前の額	補正額	計
国民健康保険事業	歳入	1 国民健康保険料	5,448,149	2,114 5,450,263
		5 繰入金	2,726,563	859 2,727,422
		歳入合計	31,485,759	2,973 31,488,732
		歳出		
	歳出	1 総務費	438,265	2,973 441,238
		歳出合計	31,485,759	2,973 31,488,732
公設地方卸売市場事業	歳入	3 繰入金	577,460	▲15,451 562,009
		歳入合計	1,067,914	▲15,451 1,052,463
		歳出		
	歳出	1 公設地方卸売市場費	984,440	▲15,451 968,989
		歳出合計	1,067,914	▲15,451 1,052,463
特別会計予算総額		150,972,033	▲2,422	150,969,611

3 企業会計 (単位:千円)

会計名	款	既決予定額	補正予定額	計
水道事業	収益			
		支出 1 水道事業費	7,268,692	8,565 7,277,257
	資本			
		支出 1 資本的支出	6,959,663	4,765 6,964,428
公共下水道事業	収益			
		支出 1 下水道事業費	14,449,115	14,742 14,463,857
病院事業	収益			
		支出 1 病院事業費用	15,515,836	148,828 15,664,664
農業集落排水事	収益			
		支出 1 農業集落排水事業費用	1,261,477	7,793 1,269,270
企業会計予算総額(支出)		47,062,621	184,693	47,247,314

令和7年12月補正予算内訳（人件費分）

1 一般会計

(単位：千円)

款	事業費	事 業 費 内 訳				財 源 内 訳
		給 料	職員手当等	共済費	その他の内訳	
1 議会費	2,988	2,439	2,284	1,640	▲ 3,375	国県支出金
2 総務費	▲ 79,958	▲ 119,641	▲ 18,217	8,968	48,932	その他
3 民生費	230,224	29,939	26,041	31,409	142,835	一般財源
4 衛生費	37,688	2,590	10,350	9,759	14,989	
5 労働費	264	▲ 162	210	216		
6 農林水産業費	39,512	14,193	11,920	7,705	5,694	
7 商工費	20,474	3,179	967	3,690	12,638	
8 土木費	125,523	42,854	32,724	24,950	24,995	
9 消防費	115,435	37,812	33,909	43,549	165	
10 教育費	213,102	45,095	35,251	28,305	104,451	
一般会計合計	705,252	58,298	135,439	160,191	351,324	
						▲ 2,303 ▲ 1,083 708,638

2 特別会計

(単位：千円)

会 計 名	事業費	事 業 費 内 訳				財 源 内 訳
		給 料	職員手当等	共済費	その他の内訳	
後期高齢者医療事業	▲ 2,572	▲ 84	▲ 3,254	▲ 36	802	国県支出金
まちなか診療所事業	▲ 2,202	▲ 1,947	▲ 1,747	63	1,429	その他
介護保険事業	14,830	▲ 1,363	10,144	1,815	4,234	繰入金
国民健康保険事業	2,973	▲ 850	930	779	2,114	
公設地方卸売市場事業	▲ 15,451	▲ 7,233	▲ 5,953	▲ 2,265		
特別会計合計	▲ 2,422	▲ 11,477	120	356	8,579	
						▲ 2,199 ▲ 4,621

3 企業会計

(単位：千円)

区分	事業費	事業費内訳				財源内訳
		給料	職員手当等	共済費	その他	
水道事業	収益	8,565	4,130	▲ 3,379	3,021	4,793
	資本	4,765	▲ 817	3,279	2,008	295
公共下水道事業	収益	14,742	6,980	▲ 1,110	4,138	4,734
	資本					
病院事業	収益	148,828	50,380	40,240	30,767	27,441
	資本					
農業集落排水事業	収益	7,793	3,382	2,733	1,413	265
	資本					
企業会計合計	収益	179,928	64,872	38,484	39,339	37,233
	資本	4,765	▲ 817	3,279	2,008	295